

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） の一部改正について

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）は、取引先の倒産等で、売掛金や手形等が回収困難になったとき、連鎖倒産を未然に防ぐために、毎月一定の掛金を積み立てることにより、共済金の貸付けが受けられる共済制度です。

この度、共済制度が改正し内容が拡充されます。ぜひ、この機会にご加入をお検討ください。

◇改正施行日◇ 平成23年10月1日

改正内容	現行	改正後								
① 共済金の貸付限度の引き上げ	3,200万円	8,000万円（最高貸付限度額）※1								
② 掛金の積立限度額の引き上げ	320万円	800万円								
③ 掛金限度額上限の引き上げ	8万円（月額掛金）	20万円（月額掛金） ※2								
④ 償還期間上限の延長	5年	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">（貸付）</td> <td style="text-align: center;">（償還期間）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000万未満</td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000万以上6,500万未満</td> <td style="text-align: center;">6年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,500万以上8,000万以下</td> <td style="text-align: center;">7年</td> </tr> </table>	（貸付）	（償還期間）	5,000万未満	5年	5,000万以上6,500万未満	6年	6,500万以上8,000万以下	7年
（貸付）	（償還期間）									
5,000万未満	5年									
5,000万以上6,500万未満	6年									
6,500万以上8,000万以下	7年									
⑤ 早期償還手当金の創設	—	新設 ※3								
⑥ 申込金の廃止	申込金が必要	申込金が不要								

※1 共済金の貸付額は、回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない金額になります。

※2 掛金は、改正後も法人であれば損金、個人事業者は必要経費に算入することができます。

※3 償還早期償還金手当金…改正後に繰上償還を行い、当初の償還期限よりも早期に共済金を完済し、なおかつ毎月の償還においても遅延がない等の一定の条件を満たした場合、早期償還手当金が支払われます。

◇問合せ◇

（独）中小企業基盤整備機構	（050）5541-7171
春日井商工会議所 経営指導課	（0568）81-4141